

第4回伊万里市農業委員会会議 議事録

1. 日 時 平成30年4月3日(火)

開会 午後3時00分

閉会 午後3時50分

2. 場 所 市民センター 情報化教室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	欠			

議事録署名者 5番 江向 信夫

12番 相良 安夫

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松林豊
農地係	松尾慎也		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第17号	農地法第5条の申請について	(5件)
議案 第18号	農地法第4条の申請について	(3件)
議案 第19号	農地法第3条の申請について	(4件)
議案 第20号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 23件) (農地中間管理事業 3件)	
議案 第21号	農用地利用配分計画の承認について	(3件)

8. 報告事項

報告第 8号	農地の形質変更届出について	(1件)
--------	---------------	-------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																		
議長	<p>それでは、ただいまより第4回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は1名で、10番前田委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は、5番 江向委員、12番 相良委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table data-bbox="359 891 1417 1321"> <tr> <td>議案第17号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第18号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第19号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第20号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td>利用権設定 通年 23件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>農地中間管理事業 3件</td> </tr> <tr> <td>議案第21号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第8号 農地の形質変更届出について 1件 となっております。</p>	議案第17号	農地法第5条の申請について	5件	議案第18号	農地法第4条の申請について	3件	議案第19号	農地法第3条の申請について	4件	議案第20号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について	利用権設定 通年 23件			農地中間管理事業 3件	議案第21号	農用地利用配分計画の承認について	3件
議案第17号	農地法第5条の申請について	5件																	
議案第18号	農地法第4条の申請について	3件																	
議案第19号	農地法第3条の申請について	4件																	
議案第20号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について	利用権設定 通年 23件																	
		農地中間管理事業 3件																	
議案第21号	農用地利用配分計画の承認について	3件																	
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第17号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																		

事務局	<p>議案第17号 農地法第5条の申請について御説明します。 議案の1ページ、12番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、断面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、立花町富士町地区です。 譲受人が、貸駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。 許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、13番になります。 図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図が7ページになります。</p> <p>申請地は、山代町久原地区です。 譲受人が、太陽光発電施設を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>
-----	--

事務局	<p>続きまして、議案の 1 ページ、14 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 8 ページ、字図が 9 ページ、土地利用計画図が 10 ページ、断面図が 11 ページから 13 ページ、平面図が 14 ページから 16 ページになります。</p> <p>申請地は、二里町川東地区です。</p> <p>譲受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 3 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c)、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 1 ページ、15 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 17 ページ、字図が 18 ページ、土地利用計画図が 19 ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町里地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>
-----	--

事務局	<p>続きまして、議案の1ページ、16番になります。</p> <p>図面は、案内図が20ページ、字図が21ページ、土地利用計画図が22ページ、平面図が23ページになります。</p> <p>申請地は、松浦町村分地区です。</p> <p>借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第17号 農地法第5条の申請は以上5件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条12番については、○番委員が申請人である事案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>確認については、隣接地区である14番委員にお願いしていますので、14番委員より説明をお願いします。</p> <p>○番委員は退席をお願いします。</p>
14番委員	<p>1月頃でしたか、○番委員から耕作はしているが、隣の方から貸駐車場にするから売ってほしいと言われたと連絡がありまして、現地を確認に行きました。○番委員と譲受人と二人来られまして、埋め立て予定の構造とかを聞きまして、その時すでに生産組合長さん、区長さんの承諾印を貰っておられましたので、私も異</p>

14 番委員	議なく承諾いたしました。 ご審議をお願いします。
議長	1 2 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、○番委員に着席していただき審議を再開いたします。 続きまして、1 3 番について担当委員から説明をお願いします。
8 番委員	この件につきましては、3 月 1 日に会社からお見えになりました。まだ生産組合長さん、区長さん等の印鑑が無かったので、ちょっとまた出直して来てくださいと伝えました。私は 2 日に現地を確認に行きました。3 日にまた会社から見えられまして、区長さん、生産組合長さんの印鑑もいただいて来ておられました。また、周りの承諾もちゃんと取ってくださいと本人さんにご連絡をしておりましたので、異常ないと周りから承諾をいただいたということでしたので、了承して印鑑を押ししました。 ご審議をお願いします。
議長	1 3 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、1 4 番について担当委員から説明をお願いします。
2 番委員	3 月の初めに会社からお見えになって、区長さんとか生産組合長さん、隣接者の印鑑も貰って参りましたということで、説明を受けました。現地を確認し問題ないと印鑑を押ししました。 ご審議をお願いします。
議長	1 4 番について、御意見、御質問はございませんか。 ここの、転用価格はいくらでしたか。参考までをお願いします。
事務局	転用価格というのは、建物も含めてということでしょうか。 土地の代金と建設費を含めて、〇〇〇〇〇〇円ということでしたいております。
議長	農地の反当はどのくらいですか。

事務局	農地を全てで〇〇〇〇〇円となっているので、妥当になおせば、〇〇〇〇円です。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、15番について担当委員から説明をお願いします。
3番委員	建設会社からおいでになりまして、ここに住宅を建設するからと案内を受けたわけでございます。申請地の左側は、ほとんど荒地でございまして、畑がぽつんぽつんとありますけれども、他は荒地で大きな木が生えております。地元の区長さんと生産組合長さんの承諾もありました。現地確認をし問題ないと、私も承認いたしました。 ご審議をお願いします。
議長	15番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、16番について担当委員から説明をお願いします。
7番委員	申請者が先月初めにお見えになって、家を造るとの事でした。区長さんの印鑑はありましたが、生産組合長さんが留守でまだ無かったので、印鑑を貰って来てくださいと取り直しをお願いして、再度、来ていただいております。あと生活排水は問題ないと思います。生産組合長さんの立ち会いで確認をしております。 ご審議をお願いします。
議長	16番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第17号 農地法第5条の申請5件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第18号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第18号 農地法第4条の申請3件について御説明します。 議案の2ページ、7番になります。 図面は、案内図が24ページ、字図が25ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町畑川内地区です。 申請人が植林をするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、8番になります。 図面は、案内図が26ページ、27ページ、字図が28ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町下古賀地区です。 申請人が植林をするための申請です。 既に植林していたことについて、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当し</p>
-----	---

事務局	<p>ます。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、9番になります。</p> <p>図面は、案内図が29ページ、字図が30ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町下古賀地区です。</p> <p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>既に植林していたことについて、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第18号 農地法第4条の申請は以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条7番については、担当委員である私の方から説明をいたします。</p>
1番委員	<p>申請地は、中山間地直接支払制度を利用されてる田んぼだったんですけど、2ヶ月位前からこの話は区長兼生産組合長さんの方からあっておりまして、中山間地直接支払制度の面積になっておりましたので、地区でも役員さん達が寄られて、周りも結構荒れてきているので仕方ないということで、3月10日前くらいに区長兼生産組合長さんとも再度連絡を取りあって、それと中山間地直接支払制度の担当の役員さん達とも話を聞きまして、私もサインさせていただきました。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>

議長	7番について、御意見、御質問はございませんか。
2番委員	中山間は途中で外されますか。
1番委員	はい。他の地区でも面積をずっと減らしながらされていると聞いていますが。
事務局	たぶん、3期で落とされたんじゃないかと。
2番委員	3期で辞めていたらいいけど、途中では辞められないはずです。
事務局	<p>3期で外して、農振除外して、今回転用が出てからちょっと時間がかかっているのだと思います。2番委員のご指摘のとおり、途中では、中山間直接支払制度は辞められないからです。辞められないことはないですけど、途中で辞めたら遡って、集落に交付していた直接支払制度で交付されたお金を返さなければなりません。連帯責任で全額返還部になってしまいます。農地水はその農地部分だけということです。ここが違います。</p> <p>担当に確認をしました。今、第4期の3年目です。この農地は第4期では直接支払制度には入っていません。基本的に1期5年の期間中で、面積の途中での増は可能だけど、減はダメですということです。2番委員が言われたように途中での減はありません。農地転用の手続きをする中で、窓口で必ず確認するのが、農振地であるかどうか。あと中山間直接支払制度の対象であるかどうか。あと農地水であるかどうか。ここは必ず毎回確認をすることにしていきます。手出しが出たりする場合や、集落に話を通さなければならない場合があるからです。</p> <p>中山間直接支払制度については、先程お話ししたとおり集落にかなりの迷惑がかかる部分があるので、その期間中は転用などはされないところが多いです。</p>

議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>8番と9番一緒によろしいでしょうか。申請者二人は親子です。8番の案件ですが、私の家に来られまして、だいぶ昔ミカン畑だったところに、植林をされていたところ、地区の方から勝手に木を植えたらいかんと言われて慌てて書類を出されています。そのため、始末書を添付されています。それと来られた時、区長さんの印鑑はあったのですが、生産組合長さんの印鑑が無かったので、私に先に印鑑打ってくださいと言われてましたが、順番があるので生産組合長さんに話をしてから印鑑を貰ってから来てくださいと伝えました。</p> <p>また、9番の案件も、元々、ミカン畑だったところに今、スギ、ヒノキを植林されています。そして、同じように始末書も添付されています。</p> <p>生産組合長さんの印鑑を貰って来られましたので、私も確認し承諾印を押しました。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>番号毎に御意見をお聞きしたいと思います。</p> <p>8番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>9番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第18号 農地法第4条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第19号 農地法第3条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第19号 農地法第3条の申請について説明します。 議案は3ページになります。 申請事由や経営状況等を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請について、議案3ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第19号 農地法第3条の申請4件については、許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第20号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年23件について、御説明します。 議案の4ページから6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が20名、貸付人が21名で、面積は、田が42,805.37㎡、畑が3,292㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を7ページから19ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定通年については以上23件です。</p>

議長	<p>議案第20号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年23件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第20号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年23件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第20号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業3件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業3件について御説明いたします。</p> <p>議案は20ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を21ページ、22ページに掲げております。農業公社への利用権設定、貸付となっております、面積は、田8,210㎡、畑3,272㎡となっております。期間は3年、5年、10年です。</p> <p>農地中間管理事業については、以上3件です。</p>
議長	<p>議案第20号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業3件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第20号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業3件については、申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第21号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 2 1 号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は 2 3 ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第 1 9 条第 3 項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者 3 名が借り受けることとなっております。詳細は、2 4 ページになります。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上 3 件です。</p>
議長	<p>議案第 2 1 号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 2 1 号 農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第 8 号 農地の形質変更届出について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 8 号 農地の形質変更届について御説明します。</p> <p>議案の 2 5 ページの 3 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 3 1 ページ、字図、土地利用計画図が 3 2 ページ、断面図が 3 3 ページになります。</p> <p>申請地は木須西地区です。</p> <p>水はけが悪いために嵩上げして利用するための届出です。</p> <p>報告第 8 号については以上 1 件です。</p>

議長	3番について、担当委員から説明をお願いします。
12番委員	先月ご説明したとおり、農地利用最適化推進委員さんとも相談し、借り主さんとも話をし、荒廃農地を無くす目的もありまして、大豆と麦の耕作地にしたいということで、申請者さんから報告がありました。この前も現場を見てきましたが、他の住宅や畑辺りには迷惑かからないようにきちっとされていました。ご確認をお願いします。
議長	報告第8号 農地の形質変更届1件について、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第4回の農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>